

手配旅行（旅行相談含む）取引条件説明書

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面（旅行相談含む）の一部になります。

1. 手配旅行契約（旅行相談含む）

「手配旅行契約（旅行相談含む）」（以下単に「契約」といいます。）とは、当社がお客様の依頼により、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 取扱料金

(1) 当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を申し受けます。取扱料金は手配内容により異なりますのでお申し込み店舗にお問い合わせ下さい。

(2) お客様が手配を依頼した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、お客様は所定の取扱料金を支払わなければなりません。

3. 契約の申込み、契約の成立

(1) 契約を申し込もうとするお客様は、別紙の申込書に所定事項を記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出して下さい。

(2) 契約は当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。

(3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の時期は契約書面に記載します。

(4) 前(1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

(5) 通信契約による旅行契約の締結を行うお客様との旅行条件

1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等を受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件に電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないなど、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

2) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みを行う手配旅行契約の内容のほか、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」等を当社にお申出いただきます。

3) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到達したときに成立します。

4) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出があった日とします。

(6) お客様が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき、当社は、お申込みのお引き受けをお断りする場合があります。

4. 旅行代金とその支払い時期

(1) 旅行代金（旅行費用並びに当社の取扱料金をいいます。）は、旅行出発前日までに全額お支払い下さい。

(2) 通信契約締結の場合は、当社は提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合のカード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

(3) 旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動があった場合は、旅行代金を変更することがあります。

(4) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

(5) 通信契約の場合で、お客様が負担すべき費用が生じた場合若しくは当社がお客様に払戻すべき費用が生じた場合は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして当該費用の精算を行います。

5. 契約の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあった時は、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) お客様から契約内容の変更の申出があった時は、変更のため運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料をご負担いただくほか、変更手續料金を申し受けます。

6. 旅行契約の解除

(1) お客様が旅行契約を解除する場合は、以下の料金を申し受けます。

1) 第2項に掲げる取扱料金

2) お客様が既に受けた旅行サービスに係る旅行費用

3) お客様がいまだ受けていない旅行サービスに係る取消料、その他旅行サービス提供機関に支払う費用

4) 前号の旅行サービスの手配の取消に係る取消手續料金

(2) お客様が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他反社会的勢力であると認められるとき、当社は手配旅行契約を解除することがあります。このとき本項(1)の①～④に規定されている料金を申し受けます。

7. 当社の責任

(1) 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前(1)号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた前(1)号の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行は14日以内に、海外旅行は21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

8. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は当社から提供される情報を活用しお客様の権利・義務その他の手配旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービスの提供者にその旨を申し出なければなりません。

9. お客様が出発までに実施する事項

(1) 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。また、渡航先国に予防接種証明書を必要とされる場合は、当該証明書をお持ちください。これら渡航手続等の代行については、渡航手続代行料金をいただいております。

(2) 衛生情報について

渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所

海外で健康に過ごすために

<http://www.forth.go.jp/>

(3) 海外危険情報について

渡航先によっては、外務省より「海外危険情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外旅行登録「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

外務省

領事サービスセンター（海外安全相談班）03-5501-8162

(4) 旅行傷害保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入することをお勧めします。旅行傷害保険については当社の係員にお問い合わせください。

10. 燃油サーチャージについて

燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。

契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分を追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払い戻します。

お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明及び必要書類の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

11. 個人情報の取扱いについて

(1) 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただきます。当社は、旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの受領のための手続に必要な範囲内、また旅行契約上の責任、事故時の費用などを担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の免税店・土産品店でのお客さまの買い物の便宜のために必要な範囲内で、個人情報を利用させていただきます。このほか、当社は (1)当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 (2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い (3)アンケートのお願い (4)特典サービスの提供 (5)統計資料の作成(販売分析その他の調査・研究、新サービス・商品の開発や提供)、(6)上記(1)～(5)に付随・関連する業務、お問い合わせ等への対応にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、当社が保有するお客さまの個人データのうち、JMB お得意様番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号またはメールアドレス、旅行内容等について、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送や商品の開発の参考とするために、これを利用させていただくことがあります。

(3) 当社は旅行先でのお客さまの便宜を図るため、当社の保有するお客さまの個人データを土産物店などに提供することがあります。この場合、お客さまの氏名、パスポート番号および

搭乗される航空便名などに係わる個人データを、あらかじめ電子的方法およびファクシミリで送付することによって提供します。なお、これらの事業者への個人データ提供の停止を希望される場合は、当社にお申し出ください。

(4) 個人情報の取扱いに関するお問合せ先

当社 株式会社コーディアルツアーズ

電話：03-5918-9742 FAX：03-5918-9743

または当社ホームページ (<https://cordial-tours.com/>) をご参照ください。

12. 約款準拠

(1) この取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。